

資治通鑑 第209卷

【唐紀二十五】 起著雍涪灘，盡上章闡茂七月，凡二年有奇。

■唐、**突厥**突厥、**突騎施**突騎施、統国訳漢文大成 經子史部 第12卷 098p

中宗大和大聖大昭孝皇帝下景龍二年（戊申，708年）

■春，二月，庚寅(26)，宮中(宮有×)は言う、

「皇后の衣笥裙上に五色の雲の起る有り」

と、上は圖して以て百官に示さ令む。**韋巨源**は之を天下に布かんと請う。之に従い、乃ほ天下に赦す。

■**【皇后に桑韋歌を上る】**迦葉(摩訶迦葉、釈迦十大弟子の一人)の**志忠**は奏す、

「昔**神堯皇帝**の未だ命を受けざるに、天下は《桃李子》(183 卷隋の煬帝大業十三年あり)を歌う。**文武皇帝**の未だ命を受けざるに、天下は《秦王の破陣樂》(192 卷太宗貞觀元年にあり)を歌う。**天皇大帝**の未だ命を受けざるに、天下は《堂堂》(調露の初め京城の民謡に、側堂堂・撓堂堂の言有り。太常丞李嗣貞曰く、側とは正しからざるなり、撓とは安からざるなり。隋より以来、樂府に堂堂曲有り。再び堂を言うは、唐再び命を受けるの象なりと。堂堂は陳の後主の作る所、唐の高宗は常に之を歌う)を歌う。**則天皇后**の未だ命を受けざるに、天下は《嫵媚娘》(永徽の後、民は嫵媚娘曲を歌う。蓋し隋の時已此の曲有るなり)を歌う。**應天皇帝**の未だ命を受けざるに、天下は《英王石州》(其の歌は史に見えず。志忠は上が初めに英王に封ぜらるるを以て、遂に傳會して以て受命の祥と為す)を歌う。**順天皇后(12-099p)**は未だ命を受けざるに、天下は《桑條韋》(永徽の末に里歌に桑條韋也安時韋也有り。忠は遂に傳會して以て后妃の徳、蚕桑を専らにし、宗廟に供する事と為し、桑韋歌十二篇を上るなり)を歌い、蓋し天意は以爲えらく**順天皇后**は宜しく國母と爲り、蠶桑之事を主るべしと。謹みて《桑韋歌》十二篇を上り、請う之を樂府に編し、**皇后**は先蠶を祀るとき則ち之を奏せん。」太常卿の**鄭愔**は又た引き而して之を申べる。上は悦び、皆な厚賞を受ける。

■右補闕の**趙延禧**は上言す、

「周、唐は一統し、符命は同じく歸す、故に**高宗**は**陛下**を封じて周王(顯慶二年に封じられ、儀鳳二年に英王となる)と為す。**則天**の時、**唐同泰**は《洛水圖》(204 卷武后垂拱三年にあり)を獻じる。**孔子**は曰く『其れ或は周を繼ぐ者は、百代と雖も知る可き也。』(論語為政篇にあり)**陛下**は**則天**を繼ぎ、子孫は當に百代まで天下に王たるべし。」

上は悦び、**延禧**を擢んでて諫議大夫と為す。

■**【蕭至忠の上疎用いず】**丁亥(23)、**蕭至忠**は上疎して、以爲く、

「恩幸する者は止だ之を金帛に富ませ、食わずに梁肉を以てす可し。公器を以て私用と為す可からず。今列位は已に廣く、冗員は之に倍し、干求すること未だ厭かず、日に月に數を増す。**陛下**は不貲之澤を降し、近戚^{かき}涯り無き之請有り、官を賣り己を利し、法を鬻ぎ私に徇じる。台寺之内、朱紫盈滿す、事を^{ゆるが}忽せにすれば則ち職務を存せず、勢いを恃めば則ち公に憲章に違ふ、徒らに官曹を忝なくし、時政に益無し。」上は其の意を嘉すと雖も、竟に用いる能わず。

【張仁願の三受降城設置】

■**突厥****【三受降城を置く】**三月，丙辰(52)，朔方道大總管の**張仁願**は三受降城(中受降城は黄河の北岸に在り、南のかた朔方を去ること千三百余里、安北都護府はここに治す。蒙古綏遠特別区域烏喇特旗の西、綏遠五原県、現・内モンゴル自治区バヤンノール市五原県。東受降城は勝州の東北二百里に在り、西南朔方の千ろく百余里、歸綏県の西、黄河の東岸に在り、綏遠托克托県、現・

フフホト市托克托県。西受降城は豊州の北黄河の外八十里に在り、東南朔方より千余里、顎爾多斯右翼中旗の西北、現・オールドス市)を河上に築く。

■**突厥** **[張仁願の強い意志]** 初め、朔方軍は突厥と河を以て境と為し、河北に拂雲祠(祠は拂雲堆に在り、因りて以て名と為す)有り、突厥は將に入寇せんとすれば、必ず先ず祠に詣りて祈禱し、馬を牧し兵を料り而る後に河を渡る。時に**默啜**は衆を悉して西に突騎施を撃ち、**仁願**は虚に乗りて漠南の地を奪取し、河北に於いて三受降城を築き、首尾相い應じ、以て其の南寇之路を絶たんと請う。太子の少師の**唐休璟**は以爲く、「兩漢以來皆な北に(続は無し)大河を阻つ、今寇境に築城すれば、恐らくは人を勞し功を費し、終に虜の有と為らん。」

仁願は固く請いて已まず、上は竟に之に従う。

■**突厥** **[仁願は突厥対策に成功]** **仁願**は表して歳滿(任期満了)の鎮兵を留め以て其の功を助けしむ、咸陽の兵二百餘人は逃げ歸り、**仁願**は悉く之を擒とし、城下に於いて斬り、軍中は股慄し、六旬に而して成る。拂雲祠を以て中城と為し、東西の兩城を距てること各々四百餘里、皆な津要に據り、地三百餘里を拓く。牛頭朝那山の北に於いて、烽候千八百所を置き、左玉鈴衛將軍の**論弓仁**を以て(12-100p)朔方軍前鋒游奕使(遊兵を領して以て巡奕する者)と為し、諾眞水(中受降城の西二百里にして大同川に至り、北行二百四十余里にして步越多山に至る。又東北三百余里にして帝割達城に至る、また東北して諾眞水に至る)に戍し邏衛と為す。是より突厥は敢えて山を度りて畋牧せず、朔方は復た寇掠無く、鎮兵數萬人を減ず。

■**突厥** **[仁願は重用される]** **仁願**は三城を建て、壅門(古の懸門、或るは曰く、門外に垣を築き以て城門を遮壅す)及び備守之具を置かず。或は之に問い、**仁願**は曰く、

「兵は進取を貴び、利あらざれば退き守る。寇此に至れば、當に力を並せて出で戦い、首を回して城を望む者は、猶ほ應に之を斬るべし、安んぞ守備を用いて、其の退恐之心を生ぜん也！」

其の後に**常元楷**は朔方軍總管と為り、始めて壅門を築く。人は是を以て**仁願**を重んじ而して**元楷**を輕んず。

【皇帝一族の奢侈横暴】

■ **[李嶠などの文学士重視]** 夏、四月、癸未(19)、修文館(武徳四年に修文館を門下省に置く。九年に改めて弘文館と曰う。神龍元年に改めて昭文館と曰い、二年に改めて修文館と曰う。上官昭容は帝に勸めて大学士を置き、以て四時に象り、直学士は以て八節に象り、学士は以て十二月に象る)大學士四員、直學士八員、學士十二員を置き、公卿以下の善く文を爲る者の**李嶠**等を選びて之と爲す。禁苑に游幸し、或いは宗戚の宴集する毎に、學士は畢く從わざるは無く、詩を賦して屬和し、**上官昭容**(唐の昭容は位は昭儀に垂ぐ。九品の次に於いて第二なり。是年冬はじめて上官婕妤を以て昭容と爲す)をして其の甲乙を第せ使め、優者には金帛を賜る。同じく宴に預る者は、惟だ中書、門下及び長參王公、親貴數人に而して已み、大宴に至り、方めて八座、九列、諸司五品以上を召して焉に預る。是に於いて天下は靡然とし、争いて文華を以て相い尚び、儒學忠(中×)讜之士の進むを得る莫し矣。

■ 秋、七月、癸巳(29)、左屯衛大將軍、朔方道大總管の**張仁願**を以て同中書門下三品とす。

■ **[呂元泰の儉約の上疎は無視]** 甲午(30)、清源尉の**呂元泰**は上疎して、以爲く、

「邊境は未だ寧からず、鎮戍は息まず、士卒は困苦し、轉輸して疲弊す、而るに佛寺を營建すること、月(続は日)廣く歳(続は月)滋く、人を勞し財を費す、窮極有る無し。昔**黃帝**、**堯**、**舜**、**禹**、**湯**、**文**、**武**は惟だ儉約仁義を以て徳を立て名を垂る、晉、宋以降、塔廟は競い起ち、而して喪亂は相い繼ぎ、其の好尚所を失い、奢靡は相い高く、人は命に堪えざるに由るが故也。伏して願わくは營造之資を回し、疆場之費に充て

んことを、烽燧をして永く息み、群生をして富庶なら使めば、則ち如來の慈悲之施、平等之心、孰れか此に過ぎんや？」

疎は奏され、省せられず。

■ [公主皇后周辺の横暴人事] 安樂、長寧公主及び皇后の妹の成國夫人、上官婕妤、婕妤(婕妤は漢時代に於ける宮中女官の名)の母の沛國夫人の鄭氏、尚宮(唐の宮官に六尚有り、職掌、六尚書の如し。尚宮二人、正五品、中宮を導引し、司記・司言・司簿・司閤の四司の官を掌る)の柴氏、賀婁氏(のちに臨淄王に誅せらる)、女巫の第五英兒、隴西夫人の趙氏は、皆な勢に依りて事を用い、請謁して^{まいない}賂を受け、屠沽(漁民や獵師は生き物を屠る者)臧獲(奴婢)と雖も、錢三十萬を用いれば、則ち別に墨敕を降して官に除し、斜封(斜に封じて辞令書を達する)して中書に付し、時の人は之を「斜封官」と謂う。錢三萬なれば則ち度して僧尼と為す。其の員外(時に員外置の官有り、員外同正の官有り、撰官有り、檢校官有り)、同正、試、攝、檢校、判(判某官事)、知(知某官事)の官は凡そ數千人。(12-101p)西京、東都は各々兩吏部侍郎を置き、四銓と為し、選者歳ごとに數萬人。

■ [安樂公主の驕横、擊毬競技場建設] 上官婕妤及び後宮は多く外第を立て、出入に節無し、朝士は往往にして之に従いて遊處し、以て進達を求める。安樂公主は尤も驕横なり、宰相以下は多く其の門に出る。長寧(長樂×)公主(上の女、楊慎交に下嫁す)と競いて第捨を起し、侈麗を以て相い高ぶり、宮掖に擬し、而して精巧なること之を過ぐ。安樂公主は昆明池を請う、上は百姓の蒲魚の資する所を以て、許さず。公主は悦ばず、乃ち更に民田を奪いて定昆池(朝野僉載に方四十九里、直に南山に抵る)を作る、延袤(東西を延、南北を袤)數里、石を累ねて華山に^{かたど}倣り、水を引きて天津(天河)を象り、以て昆明に勝らんと欲し、故に定昆と名づける。安樂は織成裙有り、錢一億に直り、花卉鳥獸は、皆な粟粒の如く、正視し旁視すれば、日中影中、各々一色を為す。上は擊毬(ボロ、キョック)を好む、是に由り風俗は相い尚び、駙馬の武崇訓、楊慎交は油を灑ぎて以て毬場(毬の競技場)を築く。慎交は、恭仁(楊師道の兄)の曾孫也。

■ [仏寺大造営をやめず] 上及び皇后、公主は多く佛寺を營む。左拾遺の京兆の辛替否は上疎して諫めて、略に曰う、

「臣は聞く、古之官を建ては、員は必ずしも備わらず、士に完行有り、家に廉節有り、朝廷に餘俸有り、百姓に餘食有り。伏して惟うに陛下は百倍行賞し、十倍増官し、金銀は其の印を供せず、束帛は錫に充たず、遂に富商豪賈をして、盡く纓冕(仕宦的代稱)之流に居り、鬻伎(画家・音楽家などタレント)行巫をして、或は膏腴(地味が肥える)之地に涉ら使む。」

又た曰く、

「公主は、陛下之愛女なり、然るに而して用は古義に合わず、行いは人心に根づかず、將に恐らくは愛を變じて憎と成し、福を翻して禍と為さんとせん。何者？人之力を竭し、人之財を費し、人之家を奪う。數子を愛し而して三怨を取り、邊疆之士をして力を盡さず、朝廷之士をして忠を盡さざら使め、人之散すれば矣、獨り愛する所を持するも、何の恃む所ぞ乎！君は人を以て本と為す(書經五子の歌に曰く、民は惟れ邦の本なり、本固ければ邦寧し)、本固ければ則ち邦寧し、邦寧からば則ち陛下之夫婦母子は長く相い保たん也。」

又た曰く、

「若し寺を造るを以て必ず理體(猶ほ治體と言うが如し。高宗の諱を避けて治を以て理と為す)と為し、人を養うに邦を經するに足らず、則ち殷、周已往(以前)は皆に暗亂、漢、魏已降は皆な聖明、殷、周已往は長からずと為し、漢、魏已降は短かからずと為さん矣。陛下は其の急なる所を緩にし、其の緩なる所を急にし、未來を親しみ而して見在を疎んじ、眞實を失い而して虚無を^{こいねが}冀い、俗人之爲を^{わざ}重んじ、天子之業を輕んじ、陰陽を以て炭と為し、萬物を銅と為(以×)し、食せざる之人を役し、衣ざる之士を使うと雖も、猶ほ尚ほ給

せず、況んや天生じ地養い、風動き雨潤すに資りて、而る後に之を得るを乎！一旦風塵再び擾れ、霜雹荐りに臻れば、沙彌は干戈を操る可からず、寺塔は饑饉を攘うに足らず、臣は竊に之を惜む。」疎は奏され、省せられず。

■時に斜封官は皆な兩省に由らず而して授け、兩省は敢えて奏を執る莫く、即ち所司に宣示す。吏部員外郎の李朝隱は前後一千四百餘人を執破し、怨謗紛然たり、朝隱一に顧みる所無し。

■冬、十月、己酉(45)、修文館の直學士の、直居舎人の武平一は上表して外戚の權寵を抑損するを請う。(12-102p)敢えて韋氏を斥言せず、但だ己の家を抑損するを請う。上は優制して許さず。平一は名は甄、字を以て行、載徳(武氏の盛んなるときに潁川郡王に封じられる)之子也。

【突騎施の娑葛自立と吐蕃】

■突騎施 [突騎施の娑葛の自立] 十一月、庚申(56)、突騎施の酋長の娑葛は自立して可汗と為り、唐の使者の御史中丞の馮嘉賓を殺し、其の弟の遮努等を遣わして衆を帥いて塞を犯さしむ。

■突騎施 [闕嗷忠節の内通] 初め、娑葛は既に烏質勒に代わり(前卷神龍二年にあり)て衆を統べ、父の時の故將の闕嗷忠節は服さず、數々相い攻撃す。忠節の衆は弱く支える能わず、金山道行軍總管の郭元振は奏し忠節を追いて入朝して宿衛せしめんとす。忠節は行きて播仙城に至り、經略使(唐は四鎮經略使を安西府に置く)、右威衛將軍の周以悌は之に説いて曰く、

「國家は高官・顯爵を愛まず以て君を待つ者、君が部落之衆有るを以ての故也。今身を脱して入朝すれば、一老胡なる耳。豈に惟だ寵祿を保たざるのみ、死生も亦た人の手に制せられん。方今宰相の宗楚客、紀處訥は事を用いる、若かず厚く二公に賂い、留まりて行かざらんことを請い、安西の兵を發し及び吐蕃を引いて以て娑葛を撃ち、阿史那獻を求めて可汗と為し以て十姓を招き、郭虔瓘をして拔汗那(拔汗那國、恒羅斯の南、石国の東、疎勒の西、現・ウズベキスタンのフェルガナ、首都はナマンガン、シル川中流域、漢代の大宛)の兵を發して以て自ら助け使む。既に部落を失わず、又た仇を報いるを得ん、入朝に比して、豈に日を同じくして語る可けん哉！」

郭虔瓘なる者は、歷城(漢晋の濟南郡に属す。北魏以来齊州を帯びる。山東省濟南道歷城縣、現・濟南市歷城区)の人、時に西邊の將と為る。忠節は其の言を然りとし、間使を遣わして楚客、處訥に賂し、以悌之策の如くするを請う。

■突騎施 [郭元振は吐蕃突厥突騎施の動きを読む] 元振は其の謀を聞き、上疎して、以爲く、

「往歲吐蕃の邊を犯す所以は、正に十姓、四鎮之地を求めれども(205 卷武后萬歲通天元年より求める)獲らざるが為なる故耳。比者兵を息め和を請うは、能く中國之禮義を慕悦するに非ざる也、直に國に内難多く(吐蕃の贊普は南征して死し、國中は大いに乱れ、嫡子庶子は立たんことを争い、將相は權を争い、自ら相い屠滅するを謂う)、人畜疫癘するを以て、中國が其の弊に乗るを恐れ、故に且く志を屈して自ら暱(暱は昵)むを求める。其の國をして小さく安から使めば、豈に能く十姓、四鎮之地を取るを忘れん哉！今忠節は國家の大計を論ぜず、直に吐蕃の郷導を為さんと欲す、恐らくは四鎮の危機は、將に此より始まらん。頃黙嗷が憑陵するに縁り、應ずる所の者は多く、兼ねて四鎮の兵は疲弊し、勢いは未だ忠節の經略を為す能わず、突騎施を憐むに非ざる也。忠節は國家の中外之意を體せず而して更に吐蕃に求める。吐蕃は志を得れば、則ち忠節は其の掌握に在らん、豈に復た唐に事えるを得ん也！往年(萬歲通天元年の事)吐蕃は中國に恩無きすら、猶ほ十姓、四鎮之地を求めんと欲す。今若し娑葛を破りて功有り、于闐、疎勒を分けんと請えば、何の理を以て之を抑えるかを知らず！又た、其の所部の諸蠻及び婆羅門等は方に服せず、若し唐の兵を借りて助けて之を討てば、亦

た何の詞^{ことば}を以て之を拒むを知らず！是を以て古之智者は皆な夷狄之惠を受けるを願わず、蓋し豫め其の求請して厭く無し、(12-103p)終に後患と為るに憂うるが故也。又た、彼が阿史那獻を請う者は、豈に獻が可汗の子孫^た為るを以て、之に依りて以て十姓を招懐せんと欲するに非ざる乎？按ずるに獻の父の元慶(武後の垂拱元年に元慶を冊して可汗と為すは 203 卷にあり)、叔父の僕羅(吐蕃が立てる)、兄の倭子(205 卷延載元年にあり、吐蕃が立てる)及び斛瑟羅(旧唐書に垂拱二年に斛瑟羅を冊す)、懷道(長安四年に冊して可汗と為す、207 卷にあり)等は、皆な可汗の子孫也。往者に唐及び吐蕃は遍^{あまね}く曾^{かつ}て之を立てて以て可汗と為し、以て十姓を招撫せんと欲し、皆な致す能わず、尋いで自ら破滅す。何となれば則ち？此の屬は人に過ぎる之才に有るに非ず、恩威は以て衆を動かすに足らず、復た可汗の舊種なりと雖も、衆心は終に親附せず、況んや獻も又た其の父兄に疎遠なるを乎？若し忠節の兵力をして自ら能く十姓を誘脅せ使めれば、則ち必ず可汗の子孫を立てるを求めざらん也。又た、郭虔瓘をして拔汗那(拔汗都×)に入り、其の兵を發せ令めんと欲す。虔瓘は此より前已に嘗て忠節(忠書×)と擅に拔汗那に入りて兵を發せんとし、其の片甲匹馬を得る能わず、而して拔汗那は侵擾に勝えず、南(常×)に吐蕃(此番×)を引き、倭子を奉じ、還りて四鎮を侵す。時に拔汗那の四旁は強寇の援を為す無く、虔瓘等は恣に侵掠を為し、獨り無人之境を行くが如し、猶ほ倭子を引いて患いを為す。今北に娑葛有り、急に則ち之と力を並せ、内に則ち諸胡は壁を堅くして拒ぎ守り、外に則ち突厥は隙を伺いて邀え遮ぎらん。臣は虔瓘等の此の行を料るに、必ず往年之志を得るが如くなる能わず。内外に敵を受け、自ら危亡に陥り、徒らに虜と隙を結び、四鎮をして安からざら令めん。臣愚を以て之を揣^{はか}るに、實に計に非ずと為す。」

■**突騎施**「娑葛は忠節を討伐」楚客等は従わず、建議す、

「馮嘉賓を遣わして節を持して忠節を安撫せしめ、侍御史の呂守素をして四鎮を處置せしめ、將軍の牛師獎を以て安西副都護と為し、甘、涼以西の兵を發し、兼ねて吐蕃を征し、以て娑葛を討たしむ。」

娑葛の遣使の娑臘は馬を獻じ京師に在り、其の謀を聞き、馳せ還りて娑葛に報ず。是に於いて娑葛は五千騎を發して安西に出で、五千騎は撥換に出で、五千騎は焉耆に出で、五千騎は疎勒に出でて、入寇す。元振は疎勒に在り、河口に柵し、敢えて出でず。忠節は嘉賓を計舒河口に逆え、娑葛は兵を遣わして之(入×)を襲い、忠節を生きて擒とし、嘉賓を殺し、呂守素を僻城に於いて擒とし、驛柱に縛し、高(口がゆがむ、災い、拷問の意味か)し而して之を殺す。

■**武攸緒は常儀の如し**上は安樂公主の將に左衛中郎將の武延秀に適わんとするを以て、遣使して太子の賓客の武攸緒を嵩山より召す。攸緒は將に至らんとし、上は禮官に敕して兩儀殿に於いて別位を設け、道を問う之禮を行わんと欲し、山服葛巾を以て入見し、名いわず拜せざるを聽す。攸緒は趨^{はし}りて(臣下は趨るのが普通)辭見班(凡そ百官は中朝より出でて外官と為り、朝に赴きて辭し、外官より入りて朝覲する者、引きて入見するや、其の辭見する者、百官と班を序せず、自ら班を為して立つ、之を辭見班と謂う)中に立ち、再拜すること常儀の如し。上は愕然として、竟に擬する所之禮を成さず。上は屢々之を内殿に延き、頻りに寵錫を煩わし、皆な謝して受けず。親貴謁侯するや、寒温(時候の挨拶)之外は、(12-104p)一言も交えず。

■**武延秀は公主に適う**初め、武崇訓之公主に尚する也(帝は蓋し房陵より還り、始めて公主を以て崇訓に適かしむ)、延秀は數々宴に侍するを得る。延秀は姿儀美しく、善く歌舞し、公主は之を悦ぶ。崇訓の死するに及び(前卷前年にあり)、遂に延秀を以て焉に尚す。

■己卯(15)、禮を成す、皇后の仗(儀衛)を假し、禁兵を分けて以て其の儀衛を盛んにし、安國相王に命じ

て車を障せしむ。庚辰(16)、天下に赦す。延秀を以て太常卿、兼右衛將軍と為す。辛巳(17)、群臣を兩儀殿に宴す、公主に命じて出でて公卿に拜せしめ、公卿は皆な地に伏して稽首す。

【突騎施の娑葛を容認】

■**突騎施**「**突騎施の娑葛は安西を占領**」癸未(19)、牛師獎は突騎施の娑葛と火燒城に戦い、師獎の兵は敗没す。娑葛は遂に安西(龜茲にあり)を陥し、四鎮の路を斷ち、遣使して上表し、宗楚客の頭を求める。楚客も又た奏し周以悌を以て郭元振に代わりて衆を統べしめ、元振を征して入朝せしむ。阿史那獻を以て十姓可汗と為し、軍を焉耆に置き以て娑葛を討たしむ。

■**突騎施**「**娑葛は結局、十四姓可汗に任命**」娑葛は元振を遣わして書し、稱す、「我は唐と初め悪しき無し、但だ闕啜を仇とす。宗尚書(宗楚客)は闕啜の金を受け、枉げて奴の部落を破らんと欲し、馮中丞(馮嘉賓)、牛都護(牛師獎)は相い繼いで而して來たり、奴は豈に坐し而して死を待つを得るや! 又た聞く史獻は來たらんと欲すと、徒らに軍師(統は軍州)を擾り、恐らくは未だ寧日に有らず。乞う大使は商量處置すべし。」

元振は娑葛の書を奏す。楚客は怒り、奏して言う、

「元振に異圖有り」

と、召して、將に之を罪せんとす。元振は其の子の鴻をして間道して具に其の狀を奏せしめ、留まりて西土を定めんと乞い、敢えて歸らず。周以悌は竟に坐して白州に流され、復た元振を以て以悌に代え、娑葛の罪を赦し、冊して十四姓(西突厥に十姓あり、咽麴・葛邏祿(カルルク)・莫賀達干・都摩支を加える)可汗と為す。

■婕妤の上官氏を以て昭容と為す。

■**[臣下への権限移讓の徹底]**十二月、御史中丞の姚廷筠は奏して稱す、

「比諸司を見るに律令格式に遵わず、事は大小と無く皆な悉く聞奏す。臣は聞く君為る者は臣に任じ、臣為る者は法を奉ずと。萬機叢委し、遍く覽る可からず、豈に一水竇を修め、一枯木を伐るまで、皆な斷を宸衷(天子の心)に取る有らんや! 今より軍國の大事及び條式に文無き者の若きは、奏して進止を取るを聽し、自餘は各々法に准じて處分すべし。其の故らに疑滯を生じる有り、稽失有るに致せば、望むらくは御史をして糾彈せ令めん。」

之に従う。

■**[帝は竇從一の仲人]**丁巳(53)晦、中書、門下に敕し學士、諸王、駙馬と閣(内殿)に入りて歳(除夜)を守らしめ、庭燎(庭のかがり火)を設け、酒を置き、樂を奏す。酒酣にして、上は御史大夫の竇從一に謂って曰く、

「聞く卿は久しく伉儷(配偶者)無し、朕は毎に之を憂う。今夕は歳除なり、卿の爲に禮を成さん。」

從一は但だ唯唯として拜謝す。俄に而して内侍(唐では從四品上、内に在りて侍奉し、宮掖に出入りし宣伝の事を掌る)は燭籠、步障、金縷羅扇を引き西廊より而して上り、扇後に人有り禮衣を衣て、花釵す、從一と對坐せ令む。(12-105p)上は從一に命じて《卻扇詩》(唐人は婚礼の夕に催粧詩・卻扇詩あり)數首を誦わせる。扇は卻き、花を去り服を易え而して出ず、徐に之を視れば、乃ち皇后の老乳母の王氏なり、本は蠻婢也。上は侍臣と大いに笑う。詔して苜國夫人に封じ、嫁して從一の妻と為す。俗に乳母之婿を謂って曰く「阿冲」と、從一は謁見し及び表狀を進める毎に、自ら「翊聖皇后の阿冲(統は父の下に者の字)」と稱し、時の人は之を「國冲」と謂い、從一は欣然として自負之色有り。

中宗大和大聖大昭孝皇帝下景龍三年〈己酉，709年〉

■春，正月，丁卯(3)，制して東都の聖善寺(西京に已に有り、東都にも亦有り、皆帝の建てる所、武後の追福の為にするなり)を廣め、居民の失業する者は數十家あり。

■〔公主は百姓の子女を掠める〕長寧、安樂の諸公主は多く僮奴を縦ちて百姓の子女を掠めて奴婢と為し、侍御史の袁從之は収めて獄に繋ぎ、之を治す。公主は上に訴え、上は手ずから制して之を釋す。從之は奏して稱す、

「陛下は奴を縦ちて良人を掠める、何を以て天下を理めん！」
上は竟に之を釋す。

■二月，己丑(15)，上は玄武門に幸し、近臣と宮女の拔河(麻紐巨竹を以て朋を分けて水を挽く、之を拔河と謂う。以て勝負を定める。綱引きの戯に似たり)を觀る。又た宮女に命じて市肆を為し、公卿を商旅と為し、之と交易せしめ、因りて忿争を為し、言辭褻慢なり、上は后と臨觀して樂と為す。

■〔崔琬と宗楚客を無理やり和解さす〕丙申(32)，監察御史の崔琬は仗に對して宗楚客、紀處訥を彈ず、「潜に戎狄に通じ、其の貨賂を受け(闕啜・忠節の賂を受け、以て娑葛の畔換するを致す)、邊患を生ずるに致す。」
故事に、大臣が彈ずられれば、俯僂(俯きかがむ)して趨り出、朝堂に立ちて罪を待つ。是に至りて、楚客は更に憤怒して色を作り、自ら陳ず、

「忠鯁にして、琬の誣うる所と為る。」
上は竟に窮問せず、琬に命じて楚客と結びて兄弟と為り以て之を和解せしむ、時の人は之を「和事天子」と謂う。

■壬寅(38)，韋巨源を以て左僕射と為し、楊再思を右僕射と為し、並せて同中書門下三品とす。

■〔近臣學士と宴集〕上は數々近臣學士と宴集し、各々をして伎藝を效さ令めて以て樂しみと為す。工部尚書の張錫は《談容娘》を舞い、將作大匠の宗晉卿は《渾脫》(長孫無忌は鳥羊毛を以て渾脫氈帽を為る。人多く之に効う。之を趙公渾脫と謂う。因りて演じて以て舞を為す)を舞い、左衛將軍の張洽は《黃獐》(統は黃鸞、如意初里歌に曰く、黃鸞黃鸞裏に藏る。弓を彎き爾を射るて傷つくと。亦演じて以て舞と為す)を舞い、左金吾將軍の杜元談は《婆羅門咒》(天竺の神呪)を誦し、中書舍人の盧藏用は道士の上章に効う。國子司業の河東の郭山暉は獨り曰く、
「臣は解する所無く、請う古詩を歌わん。」

上は之を許す。山暉は乃ち《鹿鳴》(群臣嘉賓を宴す)、《蟋蟀》(樂を好めども荒む無きの義を取る)を歌う。明日、上は山暉に敕を賜い、其の意を嘉美し、時服一襲を賜う。

■〔侍臣と回波辭〕上は又た嘗て侍臣と宴し、各々をして《回波辭》(統は廻波辭、酒酣に侍臣率ね起ちて廻波舞を為す、その時の辭)を爲ら使む。衆は皆な諂語を為し、或は自ら榮祿を求める。諫議大夫の李景伯は曰く、
「回波爾酒卮(酒杯)を持(時×)す。微臣の職は箴規に在り。(12-106p)宴に侍し既に三爵に過ぎる、喧嘩するは竊に恐らくは儀に非ず。」

上は悦ばず。蕭至忠は曰く、
「此れ眞の諫官也。」

■〔宗楚客らの執政〕三月，戊午(54)，宗楚客を以て中書令と為し、蕭至忠を侍中と為し、大府卿の韋嗣立を中書侍郎と為し、同中書門下三品とし、中書侍郎の崔湜、趙彥昭は並せて同平章事とす。崔湜は上官昭

容に通じ、故に昭容は引いて以て相と為す。彦昭は、張掖(甘肅省甘涼道張掖県、現・張掖市甘州区)人也。

■ **[韋嗣立の上疎、聞かず]** 時に政は多門に出で、濫官充溢し、人以て三無坐處と為す、宰相、御史及び員外官を謂う也。韋嗣立は上疎し、以爲く、

「比者寺を造ること極めて多く、務めて崇麗を取り、大なるは則ち錢百數十萬を用い、小なるは則ち三五萬、無量(無慮×)費やす所千萬以上、人力は勞弊し、怨嗟は路に盈つ。佛之教(數×)え爲るや、要は身心を降伏するに在り、豈に土木を雕畫し(統は彫畫)、壯麗を相い誇るや！萬一水旱災いを為し、戎狄患を構えれば、龍象(僧侶、諸羅漢の中に修行勇猛にして最大力有る者を佛氏は稱して龍象と為す)雲の如しと雖も、將たまた何ぞ救わん哉！又た、食封之家、其の數甚だ衆く、昨戸部に問うに、六十餘萬丁を用いると雲う。一丁は絹兩匹(唐初の制では一丁は絹二匹を輸す)、凡そ百二十餘萬匹なり。臣は頃^{ちかごろ}太府に在り、毎歳の庸絹、多きは百萬に過ぎず、少きは則ち六七十萬匹、之を封家に比するに、入る所は殊に少なし。夫れ佐命之勳有り、始めて茅を分け土を^{ひもろぎ}胙(神に供える肉や供え物)とす可し。國の初め、功臣の食封者三二十家に過ぎず、今恩澤を以て封を食む者は乃ち百數を逾える。國家の租賦は、私門に太半(一本に入る)となり、私門に餘り有り、徒らに奢侈を益し、公家は足らず、坐して憂危を致し、國を制する之方、豈に得たりと為すと謂わん！封戸之物は、諸家は自ら征し、僮僕は勢いに依り、州縣を陵轍し、多くは裹頭(僧侶が袈裟などで頭を包み、目だけを出した装い)を索め、轉じて貿易を行い、煩擾驅迫し、其の苦に勝えず。若かず悉く丁を計り之を太府に輸し、封家をして左藏に於いて之を受け使めんには、事に於いて愈れると為す(猶ほ封家自ら徴するよりも勝れり)。又た、員外置官、數は正闕に倍し、曹署典吏、祇承に困しみ、府庫倉儲は、資奉に竭く。又た、刺史、縣令は、近年以來、簡擇を存せず、京官の犯す有り及び聲望下れる者は方に遣わして州に刺たらしめ、吏部の選人、衰耄し手筆無き者は方に縣令に補せられる。此を以て人を理める、何ぞ率い化するに由らん！望むらくは今より應に三省、兩台(左右御史台)及び五品以上の清望官に除すべきも、皆な先ず刺史、縣令の中に於いて選用すれば、則ち天下は理まらん矣。」

上は聽かず。

■ 戊寅(14)、禮部尚書の韋温を以て太子の少保、同中書門下三品と為し、太常卿の鄭愔を吏部尚書、同平章事と為す。温は、皇后之兄也。

■ **[武氏の守戸多し]** 太常博士の唐紹は武氏の昊陵、順陵に守戸五百を置き、昭陵と數同じく、梁の宣王(武三思)、魯の忠王(武宗訓)(12-107p)の墓の守戸は多きこと親王よりも五倍し、韋氏の褒徳廟(前卷元年に有り)の衛兵は太廟よりも多きを以て、上疎して量りて裁減せんことを請う。聽さず。紹は、臨(高祖・太宗・高宗に歴事す)之孫也。

【政権の腐敗、公主の争い】

■ **[崔湜・鄭愔の銓衡の不正]** 中書侍郎兼知吏部侍郎、同平章事の崔湜、吏部侍郎同平章事の鄭愔は俱に銓衡を掌し、勢要に傾附し、贓賄狼藉し、數外の留人は、授擬すること足(中×)らず、^{あらかじ}逆め三年の闕を用い、選法大いに壞る。(胡三省曰く、選法の壞れること、我が宋に至りて極まれり。吏部の注擬は率ね一官にして三人之を共にし、之に居る者一人、未だ至らざる者一人、之を何うもの又た特に一人のみならざるなり。豈止だ逆め三年の闕を用いるのみならんやと。胡三省は唐の選法の壞れたるを觀て、宋の事を慨嘆するなり)湜の父の挹は司業^{つゝ}為り、選人の錢を受ける、湜は之を知らず、長名(高宗總章二年に裴行儉は始めて長名勝を設ける。凡そ選人の吏部に集まる者、得る者は留まり、得ざる者は放たる。留まる者は選に入る也、放たれる者は選に入るを得ざるなり)して之を放つ。其の人は訴えて曰く、

「公の所親は某の賂を受ける、奈何ぞ官を與えざる？」

湜は怒りて曰く、

「所親とは誰と為すや、當に擒取して之を杖殺すべし！」

其の人は曰く、

「公は杖殺する勿かれ、將に公をして憂(親の喪)に遭わ使めんとす。」

湜は大いに慚じる。侍御史の**勒恆**は監察御史の**李尚隱**と仗に對して之を弾じ、上は**湜**等を獄に下し、監察御史の**裴濯**に命じて之を按ぜしむ。**安樂公主**は濯に諷して其の獄を寬さしめ、濯は復た仗に對して之を弾ず。**夏**、五月、丙寅(2)、**愔**は死を免れ、吉州に流され、**湜**は江州司馬に貶せらる。上官昭容は密に與**安樂公主**、**武延秀**と曲げて爲に申理し、明くる日、**湜**を以て襄州刺史と為し、**愔**を江州司馬と為す。

■六月、右僕射、同中書門下三品の**楊再思**は薨ず。

■**突騎施**秋、七月、突騎施の**娑葛**は遣使して降を請う。庚辰(16)、**欽化可汗**に拜し、賜わるに名の**守忠**。

■八月、己酉(45)、**李嶠**を以て同中書門下三品とし、**韋安石**を侍中と為し、**蕭至忠**を中書令と為す。

■**至忠**の女は**皇后**の舅の子の**崔無諳**に適い、昏を成すの日、上は**蕭氏**に主たり、**后**は**崔氏**に主たり、時の人は之を謂う、

「天子は女を嫁し、**皇后**は婦を娶る」。

■**[大祭祀の議論]**上は將に南郊に祀らんとし、丁酉(33)、國子祭酒の**祝欽明**、國子司業の**郭山暉**は建言す、

「古者大祭祀は、**后**は裸獻するに瑤爵を以てす。**皇后**は當に天地を祭るを助けるべし。」

太常博士の**唐紹**、**蔣欽緒**は之に駁し、以爲く、

「**鄭玄**は《周禮・内司服》に注するに、惟だ先王先公を祭るを助ける有り、天地を祭る之文を助ける無し。**皇后**は當に南郊を祭るを助けるべからず。」

國子司業の鹽官(漢の海鹽の地に旧の鹽官有り。具は因りて立てて県の名と為す。唐は杭州に属す。浙江省錢塘道海寧県治、現・嘉興市海塩県)の**褚無量**は議す。以爲く、

「祭天は惟だ始祖を以て主と為し、配するに祖妣を以てせず、故に**皇后**は應に祭りに預るべからず。」

韋巨源は儀注を定め、**欽明**の議に依らんと請う。上は之に従い、**皇后**を以て亞獻と為し、仍ほ宰相の女を以て齋娘と為し、豆籩を執るを助けしむ。**欽明**も又た**安樂公主**を以て終獻と為さんと欲す、(12-108p) **紹**、**欽緒**は固く争い、乃ち止む。**巨源**を以て太尉を攝せしめ終獻と為す。**欽緒**は、膠水(漢の膠東国の地。晋の武帝は長廣郡を置く。北魏は光州の治所と為す。隋の仁壽元年に長廣を改めて膠水県と為し、萊州に属す。山東省膠東道平土県、現・煙台市萊陽市)の人也。

■**[安樂公主の勢い極まる]**己巳(5)、上は定昆池に幸す、從官に命じて詩を賦せしむ。黃門侍郎の**李日知**の詩に曰く、

「願う所(隋唐嘉は無には、所は但とする)は暫く居者の逸するを思い、時をして作者勞すと稱せ使むる勿かれ。」**睿宗**の即位に及び、**日知**に謂って曰く、

「當に是の時、朕も亦た敢えて之を言わず。」(睿宗の言は蓋し当時安樂公主の勢いを畏れるを謂うなり)

■九月、戊辰(4)、**蘇瑰**を以て右僕射、同中書門下三品と為す。

■**[公主の党の争いを放置]**太平、**安樂公主**は各々朋黨を樹て、更に相い譖毀し、上は之を患う。**冬**、十一月、癸亥(59)、上は修文館の直學士の**武平一**に謂って曰く、

「**比** 聞く内外の親貴は多く輯睦せず、何の法を以て之を和せん？」

平一は以爲く、

「此れ讒諂之人は陰に離間を為すに由り(続は無し)、宜しく深く誨諭を加え、奸險を斥逐す。若し猶ほ未だ已まざれば、伏して願わくは近きを捨てて遠きを圖り、慈を抑えて嚴を存し、示すに禁を知るを以て、惡を積ま令むる無かれ。」

上は平一に帛を賜う、而れども其の言を用いる能わず。

■上は前修文館學士の**崔滉**、**鄭愔**を召し入りて大禮に陪せしむ。乙丑(1)、上は南郊を祀り、天下に赦し、十惡(恩赦の原さざる所なり)を並せて鹹な赦して之を除く。流人は並びて放還す。齋娘の婿有る者は、皆な官を改める。

■甲戌(10)、開府儀同三司、平章軍國重事(豆盧欽望より始まる役)の**豆盧欽望**は薨ず。

■**吐蕃**乙亥(11)、吐蕃の**贊普**は其の大臣の**尚贊咄**等千餘人を遣わして**金城公主**を逆える。

■**封戸の問題**河南道巡察使、監察御史の**宋務光**は、以わく、

「時に於いて實封(唐の制では實封を食む者は眞戸を得、戸皆三丁以上、一分は国に入る。開元に制を定め、三丁を以て限りと為し、租賦は全く封家に入る)を食む者は凡そ一百四十餘家、應に封戸を出すべき者は凡そ五十四州、皆な上腴之田を割き、或は一たび封じられて數州に分食す。而して**太平**、**安樂公主**は又た高資多丁なる者を取り、刻剥過苦にして、應に封戸に充てるべき者は征役よりも甚だし。滑州の地は綾縑を出し、人は多く趨射し、尤も其の弊を受け、人は多く流亡す。請う稍封戸を分けて餘州に散配せん。又た、征封使者は公私を煩擾す、請う租庸に附して、毎年送納せん。」

上は聽かず。

■**重福の流罪地からの上表**時に流人は皆な放還せられるも、均州刺史の譙王の**重福**(前卷神龍元年に徙される)は獨り歸るを得ず、乃ち上表して自ら陳じて曰く、

「陛下は柴を焚き禮を展べ、上玄(上天)に郊祀し、蒼生は並せて赦除を得るに、赤子(重福自身)は偏^{ひと}えに擯棄を加えられる、皇天の平分之道は、固に此くの若き乎！天下之人は聞く者臣が為に流涕す。況んや陛下の慈念、豈に臣の棲遑(離索憂迫の道)を愍まざらんや！」

表は奏され、報ぜず。

■**唐休璟の元氣度**前右僕射の致仕の**唐休璟**は、年八十餘、進取彌々鋭く、**賀婁尚宮**の養女を娶りて其の子婦と為す。十二月、(12-109p)壬辰(28)、**休璟**を以て太子の少師、同中書門下三品と為す。

■**韋嗣立の莊捨に行幸**甲午(30)、上は驪山の温湯に幸す。庚子(36)、**韋嗣立**の莊(別業)捨に幸す。**嗣立**が周の高士の**韋夔**(166 卷陳の高祖永定三年にあり)の同族なるを以て、爵の逍遙公を賜る。**嗣立**は、皇后之疎屬也。是に由りて顧賞尤も重し。乙巳(41)、宮に還る。

■**關中飢饉**是の歳、關中は饑え、米斗は百錢。山東、江、淮の穀を運んで京師に輸り、牛死すること什に八九。群臣は多く車駕は復た東都に幸すを請い、**韋后**の家は本杜陵にして、東遷を樂しまず、乃ち巫覡の**彭君卿**等をして上に説きて云わ使む、

「今歳は東行に利あらず。」

后も復た言う者有り、上は怒りて曰く、

「豈に糧を逐うの天子有らん邪！」

乃ち止む。

睿宗玄眞大聖大興孝皇帝上中宗大和大聖大昭孝皇帝下景雲元年（庚戌，710年）

（睿宗は諱は旦、高宗の第八子。初めの名は旭輪、後に輪、さらに旦。初め大聖眞皇帝と諡し、廟号を睿宗。天寶八載に玄眞大聖皇帝と追尊し十三載に玄眞大聖大興孝皇帝と加尊す）

【中宗の毒殺と韋后・安樂公主の横暴】

■春，正月，丙寅(2)夜，中宗は韋后と微行して燈を市裡に觀，又た宮女數千人を縦ちて出遊せしめ，歸らざる者多し。

■吐蕃 [金城公主が吐蕃に嫁ぐ] 上は紀處訥に命じて金城公主が吐蕃に適くを送らしめ，處訥は辭す。又た趙彦昭に命じ，彦昭も亦た辭す。丁丑(13)，左驍衛大將軍の楊矩に命じて之を送らしむ。己卯(15)，上は自ら公主を送りて始平に至る。二月，癸未(19)，宮に還る。公主は吐蕃に至り，贊普は之が爲に別に築城して以て之に居らしむ。

■ [毬場で群臣の綱引き] 庚戌(46)，上は梨園(禁苑の南面西頭第一門の光化門の北、芳林景曜門に西)の毬場に御し，文武三品以上に命じて毬を抛げ及び朋を分けて拔河(綱引き)せしむ。韋巨源、唐休璟は衰老し，絲に隨いて互いに地に踏れ，之久しくし興きる能わず。上及び皇后、妃、主は臨み觀て，大いに笑う。

■夏，四月，丙戌(22)，上は芳林園(唐の禁苑の中にあり)に遊び，公卿に命じて馬上に櫻桃(含桃、果実の名)を摘ましむ。

■ [帝王の氣] 初め，則天之世，長安城の東隅の民王の純の家の井は溢れ，浸して大池數十頃と成り，號して隆慶池(隆慶坊の南にあり)とす。相王の子の五王(壽春王成器、臨淄王隆基・のちの玄宗皇帝、衡陽王成義、巴陵王隆範、彭城王隆行)は第を其北に列ね，氣を望む者は言う、

「常に鬱鬱として帝王の氣有り，比日尤も甚だし。」

乙未(31)，上は隆慶池に幸し，綵を樓を爲り，侍臣を宴し，舟を泛べて戲象して以て之を厭す。

■ [郎岌の杖殺] 定州人の郎岌は上言す、
「韋后、宗楚客は將に逆亂を爲さんとす。」

韋后は上に白し，之を杖殺す。

■ [燕欽融の殺害で皇帝は喜ばず] 五月，丁卯(3)，許州の司兵參軍(唐の兵曹司兵參軍事は、武官選・兵甲器仗・門禁・管籥・軍防・烽候・傳驛・畋獵を掌る)の偃師の燕欽融は復た上言す、

「皇后は淫亂なり，國政に干預し，宗族は強盛なり。安樂公主、武延秀、宗楚客は宗社を危くせんと圖る。」

上は欽融を召して之を面詰す。欽融は頓首して(12-110p)抗言し，神色撓まず。上は默然とす。宗楚客は制を矯め飛騎をして之を撲殺せ令め，殿庭の石上に投げ，頸を折り而して死し，楚客は大呼して快と稱す。上は窮問せずと雖も，意は頗る快快として悦ばず。是に由りて韋后及び其の黨は始めて憂懼す。

■ [祝公の八風舞] 己卯(15)，上は近臣と宴し，國子祭酒の祝欽明は自ら請いて《八風舞》(春秋の魯の大夫衆仲の所謂舞は八音を節し八風を行る所以の者に非ず。八風の名を借りて、諸々の淫醜の態を備えるのみ)を作り，頭を揺らし目を轉じて，諸々の醜態を備える。上は笑う。欽明は素より儒學を以て著名なり，吏部侍郎の盧藏用は私に諸學士(修文館學士及び直學士なり)に謂って曰く、

「祝公《五經》は，地を掃いて盡きたり矣！」

■ [中宗は安樂公主らに毒殺される] 散騎常侍の馬秦客は醫術を以て，光祿少卿の楊均是烹調を善くするを以て，皆な宮掖に出入し，韋后に幸を得，事洩れて誅せられるを恐る。安樂公主は韋后が朝に臨み，自

ら皇太女と為るを欲す。乃ち相い與に謀を合わせ、餅餠中に於いて毒を進める。六月、壬午(18)、中宗(年55)は神龍殿(年号による、両儀殿より東して神龍門に入り神龍殿に至る)に崩す。

■【**韋后一族が軍事専制**】韋后は秘して喪を發せず、自ら庶政を總べる。癸未(19)諸宰相を召して禁中に入らしめ、諸府の兵五萬人を征し京城に屯せしめ、駙馬都尉の**韋捷**(中宗の女成安公主に尚す)、**韋灌**(定安公主に尚す)、衛尉卿の**韋璿**、左千牛中郎將の**韋璿**、長安令の**韋播**、郎將の**高嵩**等をして分けて之を領せ使む。**璿**は、**温**之族弟なり。**播**は、從子、**嵩**は其の甥也。中書舍人の**韋元微**をして六街を巡らしむ。又た左監門大將軍兼内侍の**薛思簡**等に命じて、兵五百人を將いて驛を馳せて均州に戍せしめ、以て譙王の**重福**に備える。刑部尚書の**裴談**、工部尚書の**張錫**を以て並せて同中書門下三品とし、仍ほ東都留守に充てる。吏部尚書の**張嘉福**、中書侍郎の**岑羲**、吏部侍郎の**崔滉**は並せて同平章事とす。**羲**は、**長倩**之子也。

■【**相王の輔政を妨害**】太平公主は上官昭容と謀り遺制を草し、温王の**重茂**を立てて皇太子と為し、皇后は政事に知たり、相王の**旦**は政事に參謀す。**宗楚客**は密に**韋温**に謂って曰く、

「相王の輔政するは、理に於いて宜しきに非ず。且つ**皇后**に於いて、嫂叔は通問せず(禮記の言)、朝を聽く之際、何を以て禮と為すや？」

遂に諸宰相を帥いて表して**皇后**に朝に臨み、相王の政事を罷めるを請う。**蘇瑰**は曰く、

「遺詔は豈に改める可けん邪！」

温、**楚客**は怒り、**瑰**は懼れ而して之に従い、乃ち相王を以て太子の太師と為す。

■【**中宗の喪を發す**】甲申(20)、梓宮(天子の棺)遷りて太極殿(西内の正殿)に御し、百官を集め、喪を發し、**皇后**は臨朝攝政し、天下に赦し、改元して唐隆とす。相王の**旦**を進めて太尉と為し、雍王の**守禮**を幽王と為し、壽春王の**成器**を宋王と為し、以て人望に従う。**韋温**に命じて内外の守捉兵馬の事を總知せしむ。

■【**殤帝は即位**】丁亥(23)、**殤帝**(李重茂)は即位す、時に年十六なり。**皇后**を尊んで**皇太后**と為す。妃の**陸氏**を立てて**皇后**と為す。

■壬辰(28)、**紀處訥**に命じて節を持して關内道を巡撫せしめ、**岑羲**に河南道、**張嘉福**に河北道。

■【**韋后の革命計画**】**宗楚客**は太常卿の**武延秀**、司農卿の**趙履温**、國子祭酒の**葉靜能**及び諸**韋**と共に**韋后**に**武后**の故事(武后が姓を易えること)に遵じんと勧め、南北の衛軍(南軍は十六衛軍、北軍は羽林及び萬騎なり)、(12-111p)台閣(尚書の諸司)の要司は皆な**韋氏**の子弟を以て之を領せしめ、廣く黨衆を聚め、中外は連結す。**楚客**も又た密に上書して圖讖を稱引し、

「**韋氏**は宜しく唐の命を革めるべし。」

と謂い、**殤帝**を害せんと謀り、深く相王及び**太平公主**を忌み、密に**韋温**、**安樂公主**と之を去らんと謀る。

【李隆基の逆革命】

■【**李隆基の決起計画発動**】相王の子の臨淄王の**隆基**(玄宗皇帝の初登場)は、先に潞州別駕(唐の制では上州の別駕は從四品下、中州は正五品下、下州は五品上)を罷め、京師に在り、陰に才勇之士を聚め、社稷を匡復せんと謀る。初め、**太宗**は官戸及び蕃口の驍勇なる者を選び、虎文の衣を著け、豹文の韉(馬の被具)に跨り、遊獵に従い、馬前に於いて禽獸を射、之を百騎と謂う。**則天**の時には稍く増して千騎と為り、左右の羽林に隸す。**中宗**は之を萬騎と謂い、置きて以て之を領せ使む。**隆基**は皆な厚く其の豪傑に結ぶ。兵部侍郎の**崔日用**は素より**韋**、**武**に付き、**宗楚客**と善く、**楚客**の謀を知り、禍いの己に及ぶを恐れ、寶昌寺の僧の**普潤**を遣わして密に**隆基**に詣りて之を告げ、其の速かに發するを勧めしむ。**隆基**は乃ち**太平公主**及び公主の子の衛尉卿の**薛崇暉**、苑總監の**贛**(漢の豫章郡に属す、吳晋には廬陵郡に属す、唐では虔州を帯びる。江西省贛南道贛県、現・贛州市贛県区)

人の**鐘紹宗**(鐘紹京×、西京苑総監なり。唐の京都の苑には各々総監一人有り、従五品下、宮苑内館園池の事を掌る。凡そ禽獸果木皆之を司る)、尚衣奏御の**王崇暉**、前朝邑尉の**劉幽求**、利仁府(雍州に属す)折衝の**麻嗣宗**と事に先だちて之を誅せんと謀る。**韋播**、**高嵩**は數々萬騎を榜捶し、以て威を立てんと欲し、萬騎は皆な怨る。果毅の**葛福順**、**陳玄禮**は**隆基**に見えて之を訴え、**隆基**は諷す、

「諸韋を誅するを以てす」

と、皆な踴躍して死を以て自ら效さんと請う。萬騎の果毅の**李仙臈**も亦た其の謀に預る。或は**隆基**に請う、

「當に**相王**に啓すべし」

と、**隆基**は曰く、

「我が曹は此を為し以て社稷に徇ずべし、事成れば福は王に歸せん、成らざれば身を以て之に死せん、以て王に累せざる也。今啓し而して従われば、則ち王は危事に預らん。従わざれば、將に大計を敗らんとす。」

遂に啓せず。

■[**李隆基のクーデター成功、韋后を斬る**]庚子(36)、晡時、**隆基**は微服して**幽求**等と苑中(唐の禁苑は皇城の北、東西二十七里南北三十里、東は霸水に抵り西は京城に連なり、北は渭水に枕す。苑内の離宮亭觀二十四か所。漢の長安の故城は東西十二里、皆隸して苑中に入る)に入り、**鐘紹京**の廨捨に會す。**紹京**は悔い、之を拒まんと欲し、其の妻の**許氏**は曰く、

「身を忘れ國に徇えば、神は必ず之を助けん。且つ同謀は素より定まり、今行わざると雖も、庸ぞ免かるを得ん乎！」

紹京は乃ち趨り出でて拜謁し、**隆基**は其の手を執りて與に坐す。時に羽林の將士は皆な玄武門に屯し、夜に逮び、**葛福順**、**李仙臈**は皆な**隆基**の所に至り、號を請い(凡そ兵を用い營を下し、及び攻撃するには主帥に就きて號を取り、以て緩急相應するに備える)而して行く。二鼓に向わんとし、天星は散落すること雪の如く、**劉幽求**は曰く、

「天意は此くの如し、時失う可からず！」

福順は劍を抜いて直ちに羽林の營に入り、**韋璿**、**韋播**、**高嵩**を斬り以て徇え、曰く、

「**韋后**は**先帝**を鳩殺し、社稷を危くせんと謀る。今夕當に共に諸韋を誅し、馬鞭以上は皆な之を斬るべし！**相王**を立てて以て天下を安んずべし。敢えて兩端を懷き逆黨を助ける者有れば、罪は三族に及ぶべし！」

羽林之士は皆な欣然として命を聽き。乃ち**璿**等の首を**隆基**に送り(12-112p)、**隆基**は火を取りて之を視、遂に**幽求**等と苑の南門(宮城の玄武門に直る)を出、**紹京**は丁匠二百餘人を帥い、斧鋸を執り以て従う。**福順**をして左萬騎を將いて玄德門を攻め使め、**仙臈**をして右萬騎を將いて白獸門(百獸關。即ち玄德門)を攻めしめ、凌煙閣の前に會せんと約し、即ち大いに噪ぎ、**福順**等は守門將を殺し、關を斬り而して入る。**隆基**は兵を玄武門外に勒し、三鼓、噪聲(聲×)を聞き、總監及び羽林兵を帥い而して入り、諸衛兵は太極殿に在りて梓宮を宿衛する者は、噪聲を聞き、皆な甲を被りて之に應ず。**韋后**は惶惑し走りて飛騎營に入り、飛騎有り首を斬り**隆基**に獻ず。**安樂公主**は方に鏡を照らして眉を畫く、軍士は之を斬る。**武延秀**を肅章門外に斬り、内將軍(韋氏は婦人を以て内將軍と為す、蓋し即ち賀婁尚宮、之と為る)の**賀婁氏**を太極殿の西に斬る。

■[**上官昭容も斬る**]初め、**上官昭容**は其の從母(母の姉妹)之子の**王昱**を引いて左拾遺と為し、**昱**は昭容の母の**鄭氏**に説いて曰く、

「武氏は、天之廢する所、興す可からざる也。今婕妤は三思に付き、此れ族を滅す之道也、願わくは嬖は之を思うべし！」

鄭氏は以て昭容を戒め、昭容は聽かず。太子の重俊が兵を起こして三思を誅する(前巻景龍元年にあり)に及び、昭容を索め、昭容は始めて懼れ、昱の言を思う。是より心は帝室に付き、安樂公主と各々朋黨を樹つ。中宗の崩ずるに及び、昭容は遺制を草し温王を立て、相王を以て輔政せしめんとす。宗、韋は之を改める。隆基の宮に入るに及び、昭容は燭を執り宮人(入)を帥いて之を迎え、制草を以て劉幽求に示す。幽求は之が爲に言う、隆基は許さず、旗下に斬る。

■[諸韋を討伐し定まる]時に少帝は太極殿に在り、劉幽求は曰く、

「衆は今夕共に相王を立てんと約す、何ぞ早く定めざるや！」

隆基は遽に之を止め、諸韋の宮中に在り及び諸門を守り、並びに素より韋後の親信する所と為る者を捕索し皆な之を斬る。曉の比おい、内外は皆な定まる。辛巳(17)、隆基は出でて相王に見え、叩頭して先ず啓せざる之罪を謝し。相王は之を抱きて泣いて曰く、

「社稷宗廟は地に墜ちず、汝之力也！」

遂に相王を迎えて入りて少帝を輔けしむ。

■[韋族の掃討]宮門及び京城門を閉じ、萬騎を分遣し諸韋親黨を收捕す。太子の少保、同中書門下三品の韋温を東市之北に斬る。中書令の宗楚客は斬衰を衣、青驢に乗りて逃げ出し、通化門(京城の東面北來の第一門)に至り、門者は曰く、

「公は、宗尚書也。」

布帽を去り、執り而して之を斬り、並せて其の弟の晉卿を斬る。相王は少帝を奉じて安福門(皇城の西面の二門の北川、南は顯義と曰く。西は開遠門)に御し、百姓を慰諭す。初め、趙履温は國資を傾けて以て安樂公主に奉じ、之が爲に第捨を起こし、台を築き池を穿ち休已すること無し、紫衫を擲(押さえ持つ)し、項を以て公主の犢車を挽く。公主は死するや、履温は馳せて安福樓の下に詣り舞蹈して萬歳を稱す。聲未だ絶えざるに、相王は萬騎に命じて之を斬らしむ。百姓は其の勞役を怨み、争いて其の肉を割き、立ちどころに盡く。秘書監の汴王の邕は韋後の妹の崇國(古の國)夫人を娶り、御史大夫の竇從一と各々手ずから其の妻の首を斬りて以て獻ず。邕は、鳳(高祖の子)之孫也。左僕射、同中書門下三品の韋巨源は(12-113p)亂を聞き、家人は之に逃匿するを勧め、巨源は曰く、

「吾は位は大臣なり、豈に難を聞きて赴かざる可けんや！」

出でて都街に至り、亂兵の殺す所と為る、時に年八十なり。是に於いて馬秦客、楊均、葉靜能等の首を梟し、韋后を市に屍す。崔日用は兵を將いて諸韋を杜曲(唐の京城の南に韋杜二族は之に居る、之を韋曲・杜曲という)に誅し、襁褓兒も免かるる者無く、諸杜の濫死すること一に非ず。

【相王は睿宗として即位】

■[新体制の構築]是の日、天下に赦し、云う、

「逆賊の魁首は已に誅せられ、自餘の支黨は一に問う所無し。」

臨淄王の隆基を以て平王(固より平州を以て国名と為す。実は内難を平らげるを以て褒するにこの名を以てす)と為し、兼ねて内外の間廄(統は閑廄。六典に尚乘奉御は内外の閑廄の馬を掌る。一に曰く左右飛黃閑、二に曰く左右吉良閑、三に曰く左右龍媒閑、四に曰く左右駒(馬余)閑、五に曰く左右馱駟閑、六に曰く左右天苑閑)を知らしめ、左右廂(左右の萬騎)の萬騎を押せしむ。薛崇暉は爵の立節王を賜る。鍾紹京を以て守中書侍郎とし、劉幽求を守中書舍人とし、並せて機務に參知

せしむ。麻嗣宗を行左金吾衛中郎將とす。武氏の宗屬は、誅死流竄して殆んど盡く。侍中の紀處訥は行きて華州に至り、吏部尚書、同平章事の張嘉福は行きて懷州に至り、皆な收めて之を斬る。

■[太后を立てず]壬寅(38)、劉幽求是太極殿に在り、宮人有りて宦官と幽求をして制書を作り太后を立て令む。幽求是曰く、

「國に大難有り、人情は不安なり、山陵は未だ畢わらず、遽に太后を立てるは、不可なり。」

平王の隆基は曰く、

「此れ輕々しく言う勿かれ。」

■[宣撫の十道使派遣]十道使を遣わして璽書を繼らして宣撫せしめ、及び均州に詣りて譙王の重福を宣慰せしむ。竇從一を貶して濠州(濠州とすべし)司馬と為す。諸公主の府官を罷む(中宗の時に太平・安樂など七公主は皆な府を開き官屬を置く)。

■[汴王の邕らの左遷]癸卯(39)、太平公主は少帝の命を傳え、位を相王に譲らんと請い、相王は固辭す。平王の隆基を以て殿中監、同中書門下三品と為し、宋王の成器を以て左衛大將軍と為し、衡陽王の成義を右衛大將軍と為し、巴陵王の隆范を左羽林大將軍と為し、彭城王の隆業を右羽林大將軍と為し、光祿少卿の嗣道の王微をして右金吾衛大將軍を檢校せしむ。微は、元慶(高祖の子)之孫也。黃門侍郎の李日知、中書侍郎の鐘紹京を以て並せて同中書門下三品とす。太平公主之子の薛崇訓を右千牛衛將軍と為す。隆基に二奴の王毛仲、李守徳有り、皆な趨(善く走る)勇にして善く騎射す、常に左右に侍衛す。隆基之苑中に入る也、毛仲は避け匿れて従わず、事定まりて數日にして方めて歸り、隆基は之を責めず、仍ほ超えて將軍に拜す。毛仲は、本は高麗也。汴王の邕を沁州(現・山西省長治市沁源縣)刺史、左散騎常侍に貶し、駙馬都尉の楊慎交を巴州刺史に貶し、中書令の蕭至忠を許州(現・河南省許昌市禹州市潁川)刺史、兵部尚書に貶し、同中書門下三品の韋嗣立を宋州刺史、中書侍郎に貶し、同平章事の趙彦昭を絳州刺史、吏部侍郎に貶し、同平章事の崔湜を華州刺史に貶す。

■[少帝を下し睿宗は即位]劉幽求是宋王の成器、平王の隆基に言つて曰く、

「相王は疇昔(昔日)已に宸極に居り(嗣聖元年に則天は中宗を廢して相王を立つ。命を革むるに及びて王を以て皇嗣と為す)、群望の屬する所なり。今人心は未だ安ぜず、家國の事は重し、相王は豈に尚ほ小節を守る、早く即位し以て天下を鎮ぜざるを得ん乎！」(12-114p)

隆基は曰く、

「王の性は恬淡なり、代事(世事、太宗の諱を避ける)を以て懷に嬰けず。天下を有つと雖も、猶ほ人に譲れり(武后に譲り、また中宗に譲る)、況んや親兄之子をや、安んぞ肯えて之に代わらん乎！」

幽求是曰く、

「衆心は違ふ可からず、王は高く居り獨り善くせんと欲すると雖も、其の社稷を如何せん！」

成器、隆基は入りて相王に見え、其の事を極言し、相王は乃ち之を許す。甲辰(40)、少帝は太極殿の東隅に在りて西に向かい、相王は梓宮の旁に立ち、太平公主は曰く、

「皇帝は此の位を以て叔父に譲らんと欲す、可なる乎？」

幽求是跪いて曰く、

「國家は多難なり、皇帝は仁孝にして、堯、舜に追蹤するは、誠に至公に合う。相王は之に代わりて重きに任ずるは、慈愛尤も厚し矣。」

乃ち少帝の制を以て位を相王に傳える。時に少帝は猶ほ御座に在り、太平公主は進みて曰く、

「天下之心は已に相王に歸す、此れ兒の座に非ず！」

遂に提^{ひっさ}げて之を下す。睿宗は即位し、承天門(京城の西内の正門)に御し、天下に赦す。復た少帝を以て温王と為す。

■[鐘紹京を蜀州刺史に左遷]鐘紹京を以て中書令と為す。鐘紹京は少くして司農録事と為り、既に朝政を典り、情を縦^{ほしいまま}にして賞罰し、衆は皆な之を惡む。太常少卿の薛稷は其の上表して禮讓するを勸む、紹京は之に従う。稷は入りて上に言つて曰く、

「紹京は勳勞有りとも雖も、素より才徳無く、出自は胥徒、一旦超えて元宰に居る、恐らくは聖朝の具瞻(詩に曰く、赫赫たる帥尹、民具に爾を瞻ると)之美を失わん。」

上は以て然りと為す。丙午(42)、改めて戸部尚書に除し、尋いで出して蜀州刺史と為す。

■[李隆基を立てて太子]上は將に太子を立てんとし、以^{おも}えらく宋王の成器が嫡長なれども、而るに平王の隆基には大功有り、疑いて決する能わず。成器は辭して曰く、

「國家安ければ則ち嫡長を先にし、國家危うければ則ち功有るを先にすべし。苟くも其の宜に違えば、四海は失望す。臣死すとも敢えて平王之上に居らず。」

涕泣して固く請う者は累日。大臣も亦た多く、

「平王の功大きく、宜しく立てるべし」

と言う。劉幽求は曰く、

「臣は聞く天下之禍いを除く者は、當に天下之福を享くべしと。平王は社稷之危きを拯^{たく}い、君親之難を救(求×)う、論功は莫大なり、徳を語れば最も賢なり、疑う可き者無し。」

上は之に従う。丁未(43)、平王の隆基を立てて太子と為す。隆基は復た表して成器に讓る、許さず。

■則天大聖皇后の舊號を復して天后と為す。雍王(廢せらるること 202 卷高宗永隆元年にあり)の賢を迫諡して章懷太子と曰う。

■戊申(4)、宋王の成器を以て雍州牧、揚州大都督、太子の太師と為す。

■[重茂の幽閉]温王の重茂を内宅に置く。(不逞の徒が之を挟みて以て變を為さんことを恐れるがゆえなり)

■太常少卿の薛稷を以て黃門侍郎と為し、機務に參知せしむ。稷は書に工なるを以て、上に籀邸に事え、其の子の伯陽は仙源公主(帝の女、後に荊山公主に封じらる)に尚し、故に相と為る。(12-115p)

■[武三思の追削]武三思、武崇訓の爵諡を追削し、棺を斫り屍を暴き、其の墳墓を平ぐ。

■許州刺史の姚元之を以て兵部尚書、同中書門下三品と為し、宋州刺史の韋嗣立、許州刺史の蕭至忠を中書令と為し、絳州刺史の趙彥昭を中書侍郎と為し、華州刺史の崔湜を吏部侍郎と為し、並せて同平章事とす。

■[韋武勢力を嶺表に流す]越州長史の宋之問、饒州刺史の冉祖雍は、韋、武に諂附するに坐して、皆な嶺表に流す。

■己酉(45)、衡陽王の成義を立てて申王と為し、巴陵王の隆范を岐王と為し、彭城王の隆業を薛王と為す。太平公主に實封滿萬戸を加える。

■[太平公主の權勢盛ん]太平公主は沈敏にして權略多く、武后は以て己に類すると為す、故に諸子中に於いて獨り愛幸せられ、頗る密謀に預かるを得、然るに尚ほ武后之嚴を畏れ、未だ敢えて權勢を招かず。張易之の誅せらるるに及び(207 卷中宗神龍元年)、公主は力有り焉。中宗之世、韋后、安樂公主は皆な之を畏れ、又た太子と共に韋氏を誅す。既に屢々大功を立て、益々尊重せられ、上は常に之と與に大政を圖議し、入りて事を奏する毎に、坐語は時を移す。或は時に朝謁せざれば、則ち宰相は第に就きて之に咨る。宰相の事を奏する毎に、上は輒ち問う、

「嘗て太平と議せるや否や？」

又た問う、

「三郎と議するや否や？」

然る後に之を可とす。三郎は、太子の謂い也。公主の欲する所、上は聴かざるは無し、宰相より以下、進退は其の一言に系り、其の餘の薦士は驟にわかに清顯を歴る者は勝げて數える可からず、權は人主を傾け、其の門に趨附する者は市の如し。子の薛崇行、崇敏、崇簡は皆な王に封じられ、田園は近甸あまねに遍く、收市して諸々の器玩を營造(營遠×)し、遠く嶺、蜀に至り、輸送する者は路に相い屬き、居處奉養は、宮掖に擬す。

■郎岌、燕欽融に諫議大夫を追贈す。

■秋、七月、庚戌(46)朔、韋月將(死すこと前卷中宗景龍二年にあり)に宣州刺史を贈る。

■癸丑(49)、兵部侍郎の崔日用を以て黄門侍郎と為し、機務に參知せしむ。

■[重俊らの復権]故の太子の重俊(死すこと前卷中宗景龍元年にあり)の位號を追復す。敬暉、桓彦范、崔玄暉、張柬之、袁恕己(五王の事は前卷神龍二年にあり)、成王の千里(行裡×)、李多祚(重俊と死すこと前卷中宗景龍元年にあり)等の罪を雪ぎ、其の官爵を復す。

■[宋璟の貞觀の治の再来]丁巳(43)、洛州長史の宋璟を以て吏部尚書を檢校せしめ、同中書門下三品とす。岑羲は罷めて右散騎常侍と為り、刑部尚書を兼ねる。璟は姚元之と心を協あわせ中宗の弊政を革め、忠良を進め、不肖を退け、賞罰は公を盡くし、請托は行われず、綱紀(納紀×)は修まり舉がり、當時翕然として以て復た貞觀、永徽之風有りと為す。

■[李嶠の左遷]壬戌(58)、崔湜は罷めて尚書左丞と為り、張錫は絳州刺史と為り、蕭至忠は晉州刺史と為り、韋嗣立は許州刺史と為り、趙彦昭は宋州刺史と為る。丙寅(2)、姚元之は中書令を兼ね、兵部尚書、同中書門下三品の李嶠は懷州刺史に貶す。

■丁卯(3)、太子の少師、同中書門下三品の唐休璟は致仕し、(12-116p)右武衛大將軍、同中書門下三品の張仁願は罷めて左衛大將軍と為る。

■[崔日用と薛稷の争い]黄門侍郎、參知機務の崔日用は中書侍郎、參知機務の薛稷と上の前で争い、稷は曰く、

「日用は傾側(反覆、常無き)す、向には武三思に附く、忠臣に非ず。友を賣り功を邀えるは、義士に非ず。」日用は曰く、

「臣は往に過有りと雖も、今大功(韋后を誅するの謀)を立てる。稷は外に國姻(稷の子の伯陽は公主に尚するをいう)に托り、内に張易之、宗楚客に附く、傾側に非ず而して何ぞや！」

上は是に由りて兩つながら之を罷み、戊辰(4)、日用を以て雍州長史と為し、稷を左散騎常侍と為す。

■己巳(5)、天下に赦し、改元(景雲)す。凡そ韋氏の餘黨の未だ施行せざる者は、鹹な之を赦す。

■乙亥(11)、武氏の崇恩廟(中宗の景龍元年に武氏の陵廟を覆す)及び昊陵、順陵を廢し、韋后を追廢して庶人と為し、安樂公主を悖逆庶人と為す。

【重福の洛陽自立のたくらみ】

■[張靈均は重福を挑発]韋后之臨朝する也、吏部侍郎の鄭愔は江州司馬に貶せられ、潜に均州を過ぎ、刺史の譙王の重福及び洛陽人の張靈均と兵を舉げて韋氏を誅するを謀る、未だ發せず而して韋氏は敗れる。

重福は集州刺史に遷り、未だ行かず、靈均は重福に説いて曰く、

「大王は地は嫡長に居り、當に天子と為るべし。相王は功有りと雖も、當に統を繼ぐべからず。東都の士庶は、皆な王の來たらんを願う。王が若し潜に洛陽に入り、左右の屯營の兵(東都に置く)を發して、留守を襲い殺し、東都に據れば、天より而して下るが如き也。然る後に西に陝州を取り、東に河南の北を取れば、天下は指麾して定まる可し。」

重福は之に従う。

■[洛陽の反乱計画]靈均は乃ち密に愔と結び謀り、徒數十人を聚める。時に愔は秘書少監より沅州(武后天授二年に巫州を改める)刺史に左遷され、洛陽に遲留し以て重福を俟ち、重福の爲に制を草し、重福を立てて帝と為し、改元して中元克復と為す。上を尊びて皇季叔と為し、温王を以て皇太弟と為し、愔を左丞相知内外文部尚書と為し吏部の事を知らしむ。重福は靈均と詐りて驛に乗りて東都に詣り、愔は先ず駙馬都尉の裴巽の第に供張して以て重福を待つ。洛陽の縣官は微かに其の謀を聞く。

令和7年7月16日 翻訳開始 11971文字

令和7年8月13日 翻訳終了 24572文字